

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月2日 13時30分ごろ
発生場所	北海道小樽市塩谷海岸北方沖 塩谷港外防波堤西灯台から真方位026°690m付近 (概位 北緯43°13.4′ 東経140°55.3′)
事故の概要	プレジャーボートレスキュー408は、ゴムボートをえい航して南進中、また、水上オートバイFX-Cruiser SVH0は、浮体をえい航して遊走中、レスキュー408と同浮体とが衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート レスキュー408、5トン未満 200-34285北海道、有限会社船商 B 水上オートバイ FX-Cruiser SVH0、0.2トン 200-40706北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（浮体搭乗者）
損傷	A 右舷船首部の手すりの根元付近破損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、乗客4人が乗ったゴムボートをえい航して、小樽市塩谷の係留地を出発し、塩谷海岸を巡る遊覧航行を行っていた。 A 船は、塩谷海岸の北方沖を、真方位約170°の針路及び約6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南進していたところ、A船の右舷中央部と、B船のえい航する浮体とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を、長さ約10mのロープでえい航する浮体に知人2人を乗せて遊走中、A船の右舷方を約30km/hの速力で追い越した際、えい航していた浮体とA船とが衝突した。 B船のえい航する浮体の船首側に乗っていた搭乗者1人は、衝突の衝撃でA船上に投げ出され、A船の右舷船首部の手すり等に身体をぶつけて、左大腿部打撲等を負った。
分析	A 船は、ゴムボートをえい航して南進中、B 船は、浮体をえい航し

	<p>て遊走中、B船がA船の右舷方を追い越した際に、A船とB船のえい航する浮体とが接近したことにより衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったことから、A船とB船のえい航する浮体とが接近した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船がゴムボートをえい航して南進中、B船が浮体をえい航して遊走中、B船がA船の右舷方を追い越した際、A船とB船のえい航する浮体とが接近したことにより、A船とB船のえい航する浮体とが衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイ等で、浮体等をえい航する際は、浮体等が他船に接近しないよう、十分離れて航行すること。